

# 認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

<2025年 4月 1日 現在 >

## 1 施設の目的及び運営方針

### ①事業の目的

事業所は、要介護及び要支援者であって、認知症の状態にあるものについて、施設サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

### ② 運営方針

当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立った介護サービスの提供に努める。施設は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い事業の実施に当たっては、関係市町村、地域保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 2 施設の概要

### ① 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 白寿会
事業者の所在地	長崎県雲仙市愛野町乙2288番地4
代表者名	久間英俊
電話番号	0957-36-2266

### ② 利用施設

施設の名称	平戸荘 第二グループホーム
施設の所在地	長崎県平戸市紐差町494番地
管理者名	針尾 澄代
電話番号	0950-28-2710
ファクシミリ番号	0950-28-2705

### ③ 敷地及び建物

敷地	1943.00㎡	
建物	構造	木造平屋
	延べ床面積	652.95㎡
	利用定員	18名

### ④ 主な設備

設備の種類	数	面積
居室18室	1室	9.02㎡
食堂兼居間2室	1室	140.00㎡
一般浴室	1室	6.77㎡
機械(特殊)浴室	1室	15.79㎡
事務室	1室	6.32㎡

面談室	1室	6.32㎡
調理室	1室	27.98㎡
台所2室	1室	9.02㎡
更衣室	1室	10.83㎡

⑤ 職員体制

従業者の職種	員数	区分				保有資格
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者兼介護職兼 計画作成担当者	1		1			介護福祉士 介護支援専門員
計画作成担当者兼 介護職員	1		1			介護福祉士
介護職員	13	11		2		介護福祉士 11名

※ 計画作成担当者は、介護従事者が兼務することができる

⑥ 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯(8:00～17:30)で勤務
介護職員	早出 ( 7:30～17:00 ) 日勤 ( 8:00～17:30 ) 遅出 ( 9:30～19:00 ) 夜勤 ( 18:00～7:30 )

3 施設サービスの概要

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>・食事はできるだけ離床してフロアでとっていただけるように配慮します。</li> </ul> (食事時間) 朝食 8:00から～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週2回(必要時にはそれ以上)の入浴または清拭を行います。</li> </ul>
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> <li>・シーツ交換は週1回実施します。</li> </ul>
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者に容態の変化や事故等があった場合は主治医に連絡する等必要な処置を講じるほかご家族の方に速やかに連絡致します。</li> </ul> (当施設の協力病院) 内科・外科:平戸市民病院 歯科医院:けいすけ歯科クリニック

行政手続きの代行	・市役所での書類の申請交付、申請手続き等を変わって行います。
相談および援助	・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます
利用にあたって	・当事業所の計画作成担当者が、認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供します。

#### 4 利用料金(介護保険対象)

※ 指定認知症対応型共同生活介護

	1割負担者	2割負担者	3割負担者
要介護度1	753円/日	1,506円/日	2,259円/日
要介護度2	788円/日	1,576円/日	2,364円/日
要介護度3	812円/日	1,624円/日	2,436円/日
要介護度4	828円/日	1,656円/日	2,484円/日
要介護度5	845円/日	1,690円/日	2,535円/日
初期加算 (入居日から30日間)	30円/日	60円/日	90円/日
サービス提供体制強化 加算Ⅰ	22円/日	44円/日	66円/日
入院時費用(入院翌日 から6日間)	246円/日	492円/日	738円/日
科学的介護推進体制加 算	40円/月	80円/月	120円/月
夜間支援体制加算Ⅱ	25円/日	50円/日	75円/日
協力医療機関連携加算	100円/月	200円/月	300円/月
退居時情報提供加算	250円/回	500円/回	750円/回
高齢者施設等感染対策 向上加算Ⅰ	10円/月	20円/月	30円/月
高齢者施設等感染対策 向上加算Ⅱ	5円/月	10円/月	15円/月
介護職員等処遇改善 加算(Ⅰ)	所定単位数にサービス別加算率(18.6%)を乗じた単位数で算定		

※ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護

	1割負担者	2割負担者	3割負担者
要支援 2	749円/日	1,498円/日	2,247円/日
初期加算 (入居日から30日間)	30円/日	60円/日	90円/日

サービス提供体制強化 加算Ⅰ	22円/日	44円/日	66円/日
入院時費用(入院翌日 から6日間)	246円/日	492円/日	738円/日
科学的介護推進体制加 算	40円/月	80円/月	120円/月
夜間支援体制加算Ⅱ	25円/日	50円/日	75円/日
協力医療機関連携加算	100円/月	200円/月	300円/月
退居時情報提供加算	250円/回	500円/回	750円/回
高齢者施設等感染対策 向上加算Ⅰ	10円/月	20円/月	30円/月
高齢者施設等感染対策 向上加算Ⅱ	5円/月	10円/月	15円/月
介護職員等処遇改善 加算(Ⅰ)	所定単位数にサービス別加算率(18.6%)を乗じた単位数で算定		

※ その他の料金

種類	内容	利用料
おむつの提供	・利用者のご希望に応じて提供します	実費
貴重品の管理	・現金、各種証書、印鑑等	1日あたり30円
食材の提供	・食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。	1日あたり 1,200円 (内訳)朝食 280円 昼食 470円 夕食 450円
居室費		1日あたり 1,200円
光熱水費		1日あたり 110円 (共用部分) 居室部分は実費(メーター)
送迎費	・入院、通院、退院の外出・外泊時に送迎サービスを提供します。(市内に限る)	
特別食	・寿司などの出前、お酒、ジュース等	実費
理美容代	・散髪	実費

レクリエーション 教養娯楽費	・利用者個人の新聞、雑誌等	実費
その他	・居室持ち込みの電化製品の電気料や 乾燥機使用料等は事業者と話し合いの上 決定します。	実費

## 5 入退居の手続き

### 1) 入居手続き

入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

### 2) 退居手続き

退居届を作成し、金品などの返却を身元引受人に行います。

#### ①お客様の都合で退居される場合

退居希望日の7日前までにお申し出ください

#### ②自動終了

・利用者がお亡くなりになった場合

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護・要支援認定区分が要支援1もしくは自立と認定された場合。

※この場合、所定の期間の経過をもって退居していただくことになります。

・利用者が、他の介護保険施設への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となった場合

#### ③その他

・利用者が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または、ご利用者やそのご家族等が当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は「退居していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

・利用者が病院または診療所に入院し、明らかに1ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または、入院後1ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合契約を終了させていただきます場合がございます。

## 6 施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間(9:00～18:00)を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください
外出・外泊	外出・外泊の際は、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用者により破損などが生じた場合、賠償していただく場合がございます
喫煙・飲酒	喫煙は原則禁止です。 飲酒は相談に応じ対応します

迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
現金・所持品等の管理	利用者がお持ちの金銭・貴重品は、各自で管理をお願いします。 なお、当施設では責任を負いかねます。 利用者本人での管理が困難な場合は、管理者にご相談ください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する宗教活動および政治活動は、ご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

## 7 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、保険者(平戸市)、ご家族に連絡するとともに必要な措置を講じます。

また、利用者に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、当事業所が契約している保険会社に報告し、内容を精査し対応いたします。

## 8 協力医療機関

医療機関の名称	平戸市民病院	けいすけ歯科クリニック
所在地	平戸市草積町1158-1	平戸市紐差町1021-17
電話番号	0950-28-1113	0950-28-0519
診療科	内科、外科、呼吸器、眼科 整形外科	歯科

## 9 非常災害の対策

非常時の対応	別途定める「平戸荘第二グループホーム 消防計画」に則り対応します。
平常時の訓練等	別途定める「平戸荘第二グループホーム 消防計画」に則り年2回は夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。
防災設備	自動火災報知設備、火災通報装置、消火設備(スプリンクラー設備) 誘導灯、消火器(施設内8か所 設置台付)
防災管理者	末永文雄

## 10 外部評価の実施、報告

サービスの質の改善を図ることを目的に、専門の評価機関による外部評価を受け、その結果をご利用者様、ご家族様に報告致します。

令和5年度は、令和5年10月5日に実施し、令和4年度は実施回数緩和の適用を受けております。

評価機関は特定非営利活動法人 ローカルネット日本支援機構です。

評価内容情報に関しては「WAMUNET外部評価公表」にて確認することができます。

## 11 秘密保持

- ① 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供しません。

## 12 サービス内容に関する相談・苦情

- 1) 利用者からの相談または苦情等に対する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
- ① 事業所に担当者を窓口として待機させ、来所や電話による相談や苦情の対応にあたります。
  - ② 担当者は基本的に管理者とし、不在の場合はその他従事者が対応し、その後管理者に連絡します。

### 当施設ご利用者相談・苦情担当

受付担当、責任者      管理者      針尾澄代      TEL 0950-28-2710

### 第三者委員

	連絡先	
藤田 喜代治	平戸市紐差町1490-3	TEL 0950-28-0359
大石 弘枝	平戸市大川原町1035-1	TEL 0950-28-0212
岩崎 ヨ子	平戸市紐差町608-ロ	TEL 0950-28-0352

- 2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情などが確認された場合は、対応した職員は、早急に管理者に報告を行います。
- ② 管理者は、電話、訪問、来所などの方法で苦情の内容を把握し文責を行います。
- ③ 苦情の原因を明らかにした後は適宜その要望や苦情に応じて解決方法を全職員で検討し、再度の苦情発生の予防に配慮し、ご利用者様及びご家族様に説明を行います。

- 3) その他の相談窓口

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名 平戸市

担当 長寿介護課 介護保険班      TEL 0950-22-9134

長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日、12月29日から1月3日を除く)

TEL 095-826-1599(苦情相談直通)      FAX 095-826-1779

## 13 高齢者虐待防止対策

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止等の為、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を誇示します。

- ・事業所は入所者が成年後見制度を利用できるように支援します。
- ・当該事業所従事者又は援護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに各関係機関に通報します。
- ・基本同性介助を行います。排泄や入浴介助等、日常生活の介護・看護は異性の職員が対応することがあります。
- ・虐待防止責任者を定めます      虐待防止責任者 管理者 針尾澄代

## 14 身体拘束の禁止

身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じます。

- ・事業所は、身体拘束等の適正化の指針を整備します。
- ・サービス提供にあたり、利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません
- ・緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を入所者及び身元保証人等に、ケアに関する説明を行い同意を得ます
- ・事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど身体拘束等の適正化の取り組みを行います。
- ・身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

## 15 ハラスメントについて

・事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安全保障と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に努めます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許しません

- (1)身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- (2)個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけられたり、貶めたりする行為
- (3)意に沿わない性的言動、好意的知殿要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となる

②ハラスメントの事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

また、定期的に話し合う場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

## 16 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 白寿会
代表者役職・氏名	理事長 久間英俊
本部所在地・電話番号	長崎県雲仙市愛野町乙2288番地4 電話:0957-36-2266

施設・拠点など

特別養護老人ホーム	4か所	認知症対応型共同生活介護	3か所
短期入所生活介護	5か所	認知症対応型通所介護	2か所
通所介護	3か所	在宅介護支援センター	2か所
訪問介護	3か所	サービス付き高齢者住宅	1か所
地域密着型特別養護老人ホーム	1か所	高齢者生活福祉センター	1か所

## 17 その他

この重要事項説明書に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護のサービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書を交付し本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>	社会福祉法人 白寿会
<事業所名>	平戸荘第二グループホーム
<住所>	長崎県平戸市紐差町494番地
<代表者名>	管理者 針尾 澄代
説明者	所属 氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受けたことについてその内容に同意します。

利用者	住所 氏名
(代理人)	住所 氏名



